



平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会社名 デリカフーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 館本 勲武
(コード番号 3392 東証第二部)
問合せ先 取締役経営企画部長 竹内 啓
(TEL. 03 - 3858 - 1037)

内部統制システムの整備に関する基本方針について

当社は、本日(平成 18 年 5 月 12 日)開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 内部統制基本方針

当社では、平成 17 年 8 月に下記の「行動規範」を制定し、日頃の業務運営の指針としております。当社は、この指針に基づき、会社の業務の適正を確保する体制を整備し、当社の社会的使命を果たします。

デリカフーズグループ 行動規範

第 1 条(目的)

デリカフーズグループは、地球規模で考え“食”を通じて健康と環境を創造し、農業の発展に貢献する。この企業理念に基づき、役員・従業員の行動を通じて、これを実現することを目的とする。

第 2 条(法令の遵守)

法令を遵守し、立法の主旨に沿って公明正大な取引を行い、倫理観を持った健全な事業活動を行う。

第 3 条(顧客との関係)

市場における自由な競争のもとに、顧客の要望にかなう製品および商品を提供するとともに、深い理解と幅広い支持と信頼を得るために、正しい情報を的確に提供する。

第 4 条(取引先との関係)

公明正大な取引関係の上取引先との信頼関係を築き、相互の発展を図る。

第 5 条(株主の理解と支持)

公正かつ透明な企業経営により、株主・債権者の理解と支持を得る。

第 6 条(社会貢献)

農業の発展に貢献し、健全な製品、商品を提供し、人々の健康維持に役立たせる。

2. 環境問題に取り組み、健全な経営活動を行うとともに、農産物の消費が効率よく行われるようにし、資源・エネルギーを大切に扱う。

第 7 条(政治・行政)

政治・行政と健全かつ透明な関係を維持する。

第 8 条(個人情報等の適正な管理)

個人情報保護法を遵守し、個人情報を厳重に取り扱う。

第 9 条(顧客情報等の適正な管理)

顧客情報を適正に管理する。

第 10 条(反社会的勢力および団体への対処)

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を持たない。

第 11 条(地域社会との共生)

地域の発展と快適で安全な生活に資する行動に協力するなど、地域社会との共生を目指す。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、稟議規程、文書管理規程、経理規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理することとしています。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、リスク管理に対して、取締役を「全国総務経理会議」、「全国衛生会議」、「全国仕入会議」、「全国営業会議」、「全国開発会議」の担当に任命し、それぞれのリスクを体系的に管理しております。今後はリスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築します。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

5．当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、当社及び関係会社の管理は担当取締役が統括する。担当取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進する為、定期的に当社及び関係会社の全体的な会議（本会議）を開催しております。

関係会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、「行動規範」に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図る為、担当取締役が統括管理する。担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会及び本会議において報告する。

取締役会および本会議は、グループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めるものとする。

6．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を確立しています。

取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項について審議、議決及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。

7．監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助する使用人はありませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することといたします。

また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。

8．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査役監査基準」に基づき監査役に報告するものとする。

当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとします。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来ることとします。

又、監査役会は、平成18年6月29日開催の株主総会決議で設置する予定であり、設置後は代表取締役、内部監査室、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしています。

以上